

## 国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 藤原・中野

(電話) 06-6949-6446

平成26年1月17日

## 京都市域地区のタクシー運賃改定の認可について

近畿運輸局では、平成25年12月24日付けで、京都市域地区における一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃を公示しましたが、1月10日に発表したとおり、同運賃に基づく新たな運賃の認可及び実施については延期しておりました。

今般、申請事業者の意向等に基づき、本年4月1日を新たな運賃の実施日とした上で、本日付けをもって、下記のとおり当初の認可予定事業者（下記3.の2032両に相当する事業者）に対して、認可を行いましたのでお知らせします。

なお、この運賃には、4月1日実施予定の消費税引上げ分は含まれていないため、4月1日の新たな運賃の実施に際しては、今後示される消費税引上げに伴うタクシー運賃の処理方針に基づいて、消費税引上げ分が転嫁されることとなります。

【京都市域地区・京都府京都市（旧京北町の区域を除く）、向日市、長岡京市、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡（8市7町1村）】

## 記

## 1. 改定（新自動認可運賃）の概要

(1) 改定率 9.90%

(2) 改定運賃の内容（詳細は別添の自動認可運賃を参照）

初乗運賃（中型車）1.7km - 600円 （小型車）1.7km - 590円

加算運賃（中型車）281m - 80円 （小型車）320m - 80円

## 2. 実施予定日 平成26年 4月 1日

## 3. 認可事業者数等（小型車運賃）

上限運賃	25社	1960両・個人	5者	} 合計 2032両（全体の23.6%）
B運賃	0社	両・個人	1者	
C運賃	2社	65両・個人	1者	

(参考) 京都市域地区の法人事業者 65社 6287両  
個人事業者 2336両 (合計 8623両)

※上記事業者以外に、新たに運賃改定を申請したいとする事業者からの問い合わせがあり、これらについても申請状況を踏まえ、平成26年4月1日を実施日とした上で、後日認可する予定です。

配付先	青灯クラブ 近畿電鉄記者クラブ 京都府政記者クラブ 京都経済記者クラブ 陸運記者会 (ハイタク部会)
-----	--

# 別添

## 京都市域地区運賃・料金

### 自動認可運賃

#### ① 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.7km)	加算運賃			初乗運賃	
上限運賃	640円	202m	80円	1分 15秒	80円	3,000円
B運賃	630円	205m	80円	1分 15秒	80円	2,960円
C運賃	620円	221m	80円	1分 20秒	80円	2,750円
D運賃	610円	225m	80円	1分 25秒	80円	2,710円

#### ② 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.7km)	加算運賃			初乗運賃	
上限運賃	620円	221m	80円	1分 20秒	80円	2,750円
B運賃	610円	225m	80円	1分 25秒	80円	2,710円
C運賃	600円	281m	80円	1分 45秒	80円	2,450円

#### ③ 中型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.7km)	加算運賃			初乗運賃	
上限運賃	600円	281m	80円	1分 45秒	80円	2,450円
B運賃	590円	320m	80円	1分 55秒	80円	2,000円
C運賃	580円	326m	80円	2分 0秒	80円	1,970円

#### ④ 小型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 (1.7km)	加算運賃			初乗運賃	
上限運賃	590円	320m	80円	1分 55秒	80円	2,000円
B運賃	580円	326m	80円	2分 0秒	80円	1,970円
C運賃	570円	331m	80円	2分 0秒	80円	1,940円